

2021年6月4日

JICA 北海道（札幌）技術研修委託業務について

独立行政法人 国際協力機構  
北海道センター（札幌）

JICA 北海道（札幌）が実施する技術研修委託業務については、研修業務に係る各種ガイドラインの他、以下のルールを適用する。

記

- (1) 研修委託契約に基づいて行う受託機関による教材手配業務に関し、受託機関の事務管理者の標準的な業務量（人日）として、1 講義につき 0.22 人日を上限に業務人件費に加算することができる。
- (2) JICA に翻訳業務を依頼する場合は、原則として研修コース開始の 2 週間以上前を締切とする。

以上